

(表2) 水質汚濁に係る環境基準 (昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

① 河川

ア 河川 (湖沼を除く)

類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下
A		2mg/l以下			1000MPN/100ml以下
B		3mg/l以下			5000MPN/100ml以下
C	6.0以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D		8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	
E		10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められない		

注) 基準値は日間平均値とする。

イ 湖沼 (天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

類型	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 量(COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下
A		3mg/l以下	5mg/l以下		1000MPN/100ml以下
C		5mg/l以下	15mg/l以下		5mg/l以上
C	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

注) 基準値は日間平均値とする。

② 海域

類型	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1000MPN/100ml以下	検出されないこと
B		3mg/l以下	5mg/l以上		
C	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	—	—

注) 基準値は日間平均値とする。